

水道料金収入の推移(消費税抜き)

水道料金収入は、平成12年度のピーク時から減少していましたが、平成27年度からは人口増の影響もあり、増加傾向に転じていました。

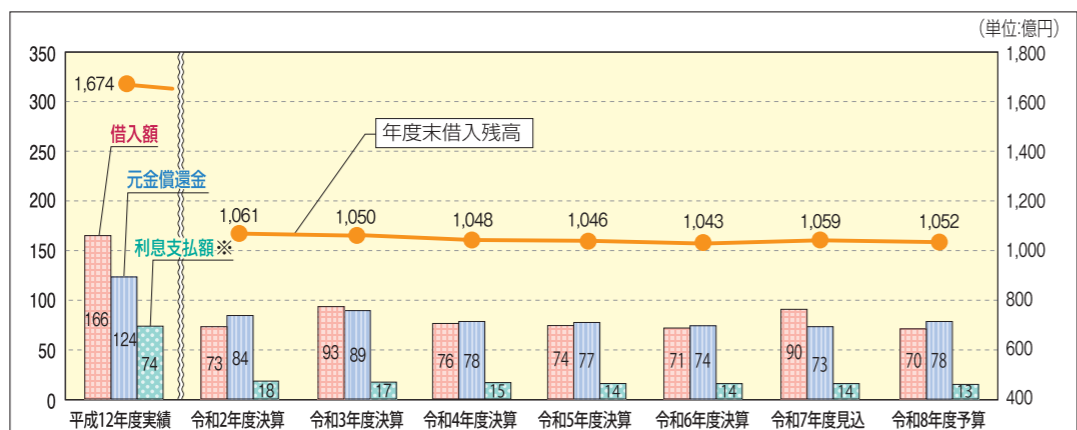
令和2年度に新型コロナウイルスの影響により大きく減少しましたが、その後は回復が進み、令和5年度以降は、コロナ前の元年度を超え、その後も緩やかに増加していく見込みです。



借入金(企業債)残高の推移

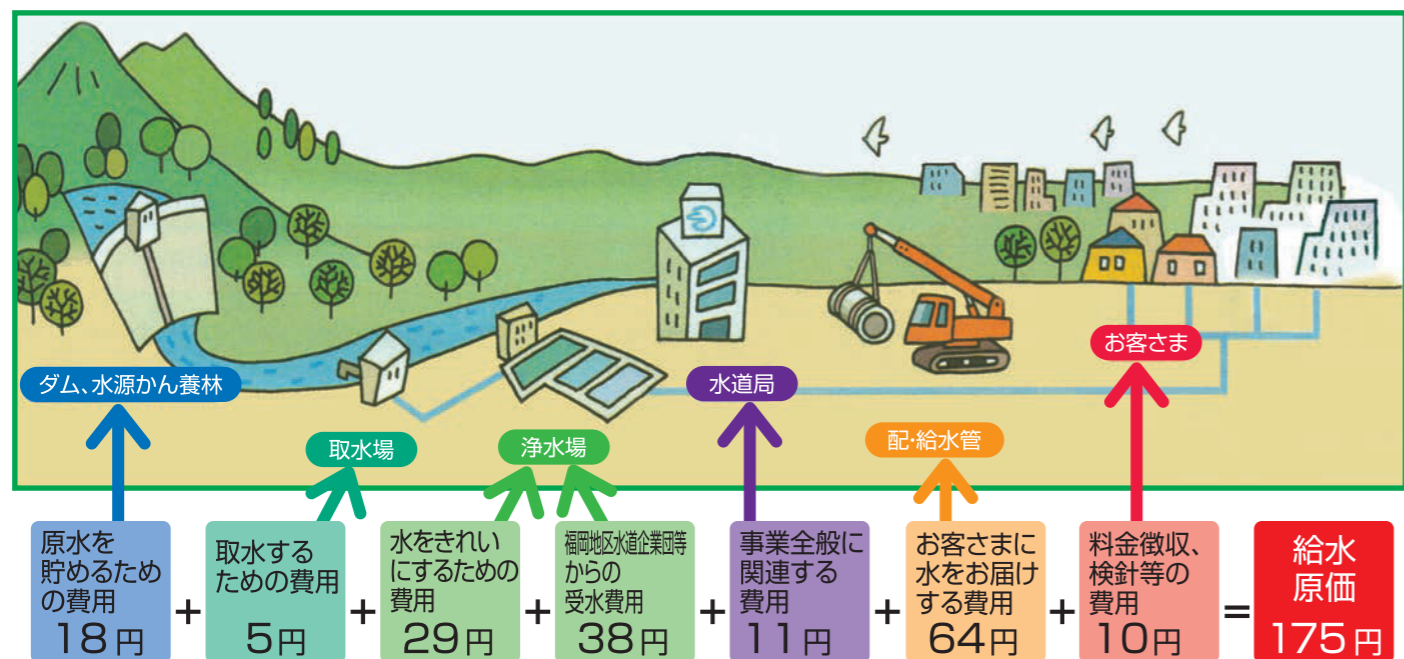
水の安定供給のために必要な施設整備は、事業資金の多くを借入金(企業債)で賄っています。

借入残高は、ピーク時の平成12年度末から令和6年度末までに631億円減少しており、今後も借入残高の縮減に努めていきます。



※利息支払額=支払利息(収益的支出)+建設利息(資本的支出)

1m³の水道水をお届けする費用(令和6年度決算値 消費税抜き)



水道料金

福岡市の水道料金は、メーターの口径に応じた基本料金と、使用した水量に応じた従量料金からなっています。

従量料金は、用途区分を設け、ご家庭で使用する場合は、生活用水として配慮し、事業所などで使用する場合に比べ安くしています。また、限りある水を大切に使うため、使用水量が多くなるほど1m³当たりの単価を高くしており、節水を促す料金体系としています。

料金算出方法

水道料金は、メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じて生じる従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出します。

単価表

(1戸2か月) 税抜

用途別	基本料金		従量料金				
	メーターの口径(mm)	料金	用途別	区分	メーターの口径(mm)	使用水量(m ³)	料金(1m ³ につき)
家事用・家事以外の用・公衆浴場用	家事用	13	家事用	第1段	25以下	1~20	17円
		20			40以上	1~20	120円
		25				21~40	155円
		40				41~60	243円
		50				61~100	284円
	家事以外の用・公衆浴場用	75	家事以外の用・公衆浴場用	第1段	25以下	1~20	17円
		100			40以上	1~20	175円
		150				21~60	243円
		200				61~200	335円
		250				201~600	416円
家事以外の用・公衆浴場用	家事以外の用・公衆浴場用	250	第2段	201~2,000	601~2,000	497円	
				2,001以上	2,001以上	542円	
				公衆浴場用	25以下	1~20	17円
					40以上	1~20	35円
							21以上

○水道料金の計算例…メーターの口径が13mm、家事用で2か月に50m³使用の場合

①基本料金	口径13mmの基本料金	1,700円	②従量料金	20m ³ ×17円= 340円	20m ³ ×155円= 3,100円	10m ³ ×243円= 2,430円
				(50m ³) 計 5,870円		

水道料金=①基本料金1,700円+②従量料金5,870円+消費税及び地方消費税相当額

メーターの検針から料金請求まで

- 検針・料金請求は2か月ごとに行っています。
- 検針月や検針日は地域ごとに定めています。
- 料金支払方法
口座振替・クレジットカード継続払い・納入通知書払い・スマートフォン決済
- 納入通知書での支払窓口
銀行などの金融機関・コンビニエンスストア・各区の営業所

※納入通知書のバーコードをスマートフォンで読み取って、支払うこともできます。

検針月	6月検針分		8月検針分			
	検針日	検針日	検針日	検針日		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
		4月の検針日から6月の検針日の間の使用水量をもとに料金を算出して請求します。		6月の検針日から8月の検針日の間の使用水量をもとに料金を算出して請求します。		
		初旬 1日~11日頃まで		検針月の28日		
偶数月または奇数月		中旬 5日~21日頃まで		検針翌月の8日		
		下旬 11日~月末まで		検針翌月の18日		

※支払期限日は、金融機関休業日の場合、翌営業日となります。